

地震防災ガイドブック

災害に備えて何をするべきか？



羽津地区全景 垂坂公園 羽津山緑地より撮影

羽津地区連合自治会
羽津地区連合自主防災会
羽津地区社会福祉協議会



(垂坂公園 羽津山緑地より撮影)



(垂坂公園 羽津山緑地よりセントレアを望む)

(垂坂公園 羽津山緑地より 3 枚の写真は 伊藤光博氏提供)

この冊子は四日市市地区防災組織活動助成金で作成しました。

目 次

1、 羽津地区の防災組織	1
・ 災害時の連絡体制	2
2、 災害に対する備え	4
・ 家族で防災会議を	4
・ 自主防災の強化	4
・ 家庭での備蓄品について	5
・ 防災訓練に参加しよう	5
3、 災害に対する備え	8
・ 住まいの耐震化	9
・ 家具等の固定	9
4、 避難について	10
・ 羽津地区の指定避難所	11
5、 四日市市防災緊急用貯水槽	15
6、 四日市市水防資材倉庫	16
7、 警戒宣言について	17
8、 まとめ	19

羽津地区は、安全・安心で、明るい・住みやすい、まちづくりのため、「防災」「安全安心」の二点を重点目標にし、日夜努力致しております。

1、羽津地区の防災組織

羽津地区連合自主防災会

羽津地区には自主防災隊 20 隊、及び自警団等 5 団の 25 団体があり、それらを統一し、羽津地区連合自主防災会を平成 16 年 6 月 30 日に結成し、関係団体相互の交流と情報交換の円滑化を図るとともに、日頃から地区住民の連携と防災意識の高揚に努め、防災活動を強化推進することで「異常事態時」に迅速かつ的確な災害活動に資することを目的としています。

羽津地区連合自主防災会の組織

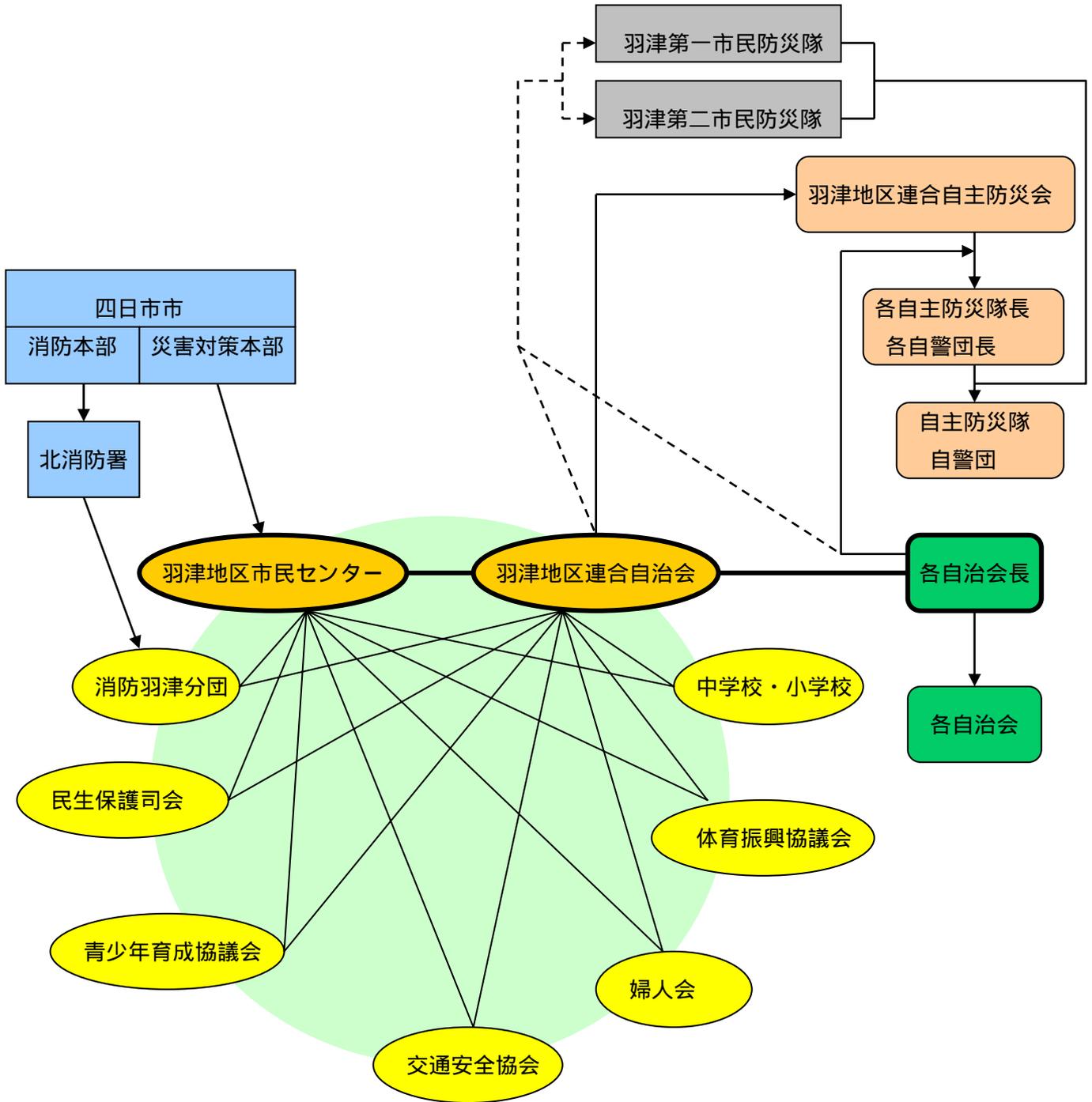
- (1) 羽津地区連合自治会
- (2) 羽津第一市民防災隊・羽津第二市民防災隊
- (3) 各自治会の自主防災隊・自警団
- (4) 消防羽津分団
- (5) 羽津地区社会福祉協議会
- (6) 交通安全協会羽津支部
- (7) 民生保護司会
- (8) 青少年育成協議会
- (9) 婦人会
- (10) 羽津中学校、羽津小学校、羽津北小学校
- (11) 羽津地区市民センター
- (12) その他

安全・安心まちづくり

「防犯パトロール強化地域」の立て看板、各所に設置
各自治会及び関係団体によるパトロールの実施

災害時の連絡体制

(羽津地区緊急時連絡網系統図)



緊急情報を入手した各種団体は、羽津地区連合自治会及び（または）羽津地区市民センターへ連絡する。

羽津地区連合自治会及び羽津地区市民センターは、関連する各種団体へ連絡する。

7、警戒宣言について

警戒宣言とは「2～3日、または数時間以内に大地震が発生し、震度6弱以上の地震の揺れに襲われる恐れがある」という警告です。

* 「警戒宣言」は、気象庁の観測データに東海地震の前触れとみられる異常現象がみられ、近いうちにマグニチュード8程度の地震が発生する恐れがあると判断された場合に、内閣総理大臣が地震防災対策強化地域に対して発令される。平成14年東海地震想定震源域見直しにより、三重県でも18市町村（当時）が東海地震防災対策強化地域に指定された。四日市市では強化地域に指定されていないので警戒宣言の発令はありませんが、非常体制を敷き、対応にあたります。

「警戒宣言」が発令されたら

1 情報確かめる

- * ラジオ、テレビで情報を確認する
- * 市町村、自主防災組織の情報を確認する
- * 隣近所との情報交換を行う。ただし、デマに注意を

2 火気使用の自粛

- * 火気の使用を自粛する
- * ガスの元栓、プロパンガスの元バブルを閉める
- * 灯油、食用油など危険物を安全な場所へ移動する
- * 電気器具のコンセントを抜きブレーカーを切る
- * LPガスボンベは固定する

3 児童・生徒の引取りを

- * 学校ごとに計画された方法で
- * 保護者が迎えに行く
- * 発令されたら、残留措置がとられません。小中学生とも帰宅させずに、保護者が引取るまで預かります

4 危険地域は素早く避難

- * 津波や土砂崩れなどの災害危険地域は、素早く避難する
- * 自主防災組織と連絡を取る
- * 避難は徒歩で行う

5 住宅の内外を再点検

- * 家内外の危険箇所を点検する
- * 家具など倒れないように固定する
- * 高い所、棚の上から物をおろす
- * 窓ガラスなどにガムテープを張る

6 自動車・電話の自粛

- * 不要・不急の電話・外出を自粛する
- * 旅行等を自粛する
- * 強化地域への進入を避ける

7 食料・飲料水等確保

- * 飲料水（最低3日分）を確保する
- * 食料（7日分程度）を確保する
- * 毛布寝袋などを用意する

8 避難の準備を行う

- * 非常持ち出し品の内容確認する
- * 主な出入り口を開け、逃げ道を確保
- * 連絡のつかない家族への伝言は、分かりやすい所にはり紙を書いておく
- * 災害ダイヤル 171 も忘れずに

羽津地区市民センター：必要最小限の市民サービスを除き

災害対応にあたる

ライフラインはどうなる？（生命や生活を支えるシステム）

四日市市の対応

電 気	使用できる	ガ ス	使用できる（使用するときにはガス器具から離れない）
水 道	使用できるが、普段から水を貯めておくことも必要	電 話	通話できるが重要通信確保のため、一般回線の利用が制限される
バ ス	運行は継続される	鉄 道	強化地域の手前駅で、おり返し運行される
道 路	避難路および緊急運送道路確保のため交通規制	コンビニ	可能な限り営業を続ける
デパート	原則として営業停止	銀 行	原則として営業停止 ATM は可能な限り使用継続
病 院	外来診療中止（急患を除く）、安全性が確保されている場合は診療が継続される	学校・幼稚園	始業開始前の発令は休校園、在校（園）時に発令された場合は、出迎えがあるまで学校（園）で残留措置をとり保護

持ち出し品チェックリスト

ヘルメット・防災頭巾



毛布

タオル



救急薬品・常備薬



手ぶくろ(軍手)



懐中電灯
※予備の電池



預金通帳



現金



飲料水

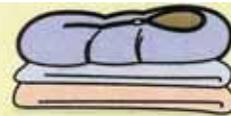


マッチ・ライター

ロウソク



寝袋



下着類(着替)

せっけん



ちり紙



ロープ



ラジオ



印鑑

家族3日分の食料

ナイフ

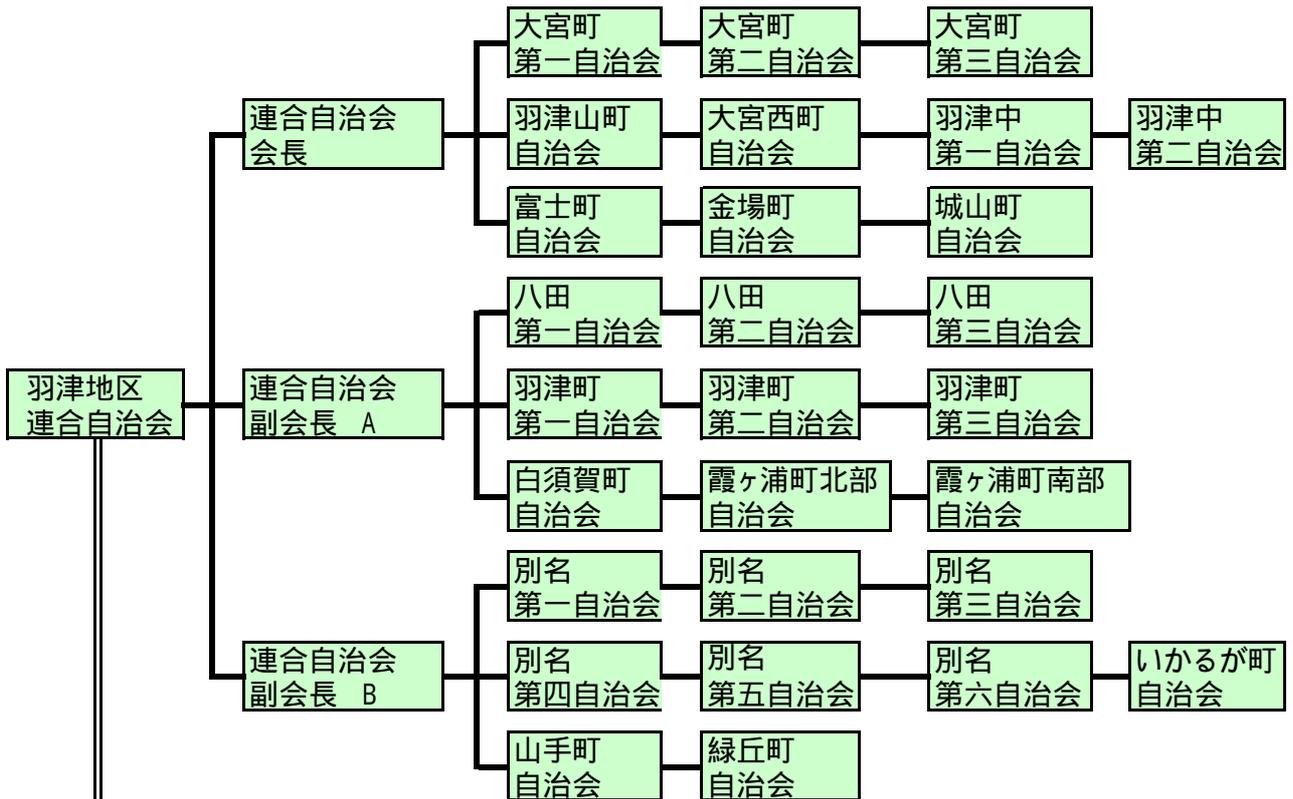
缶切り



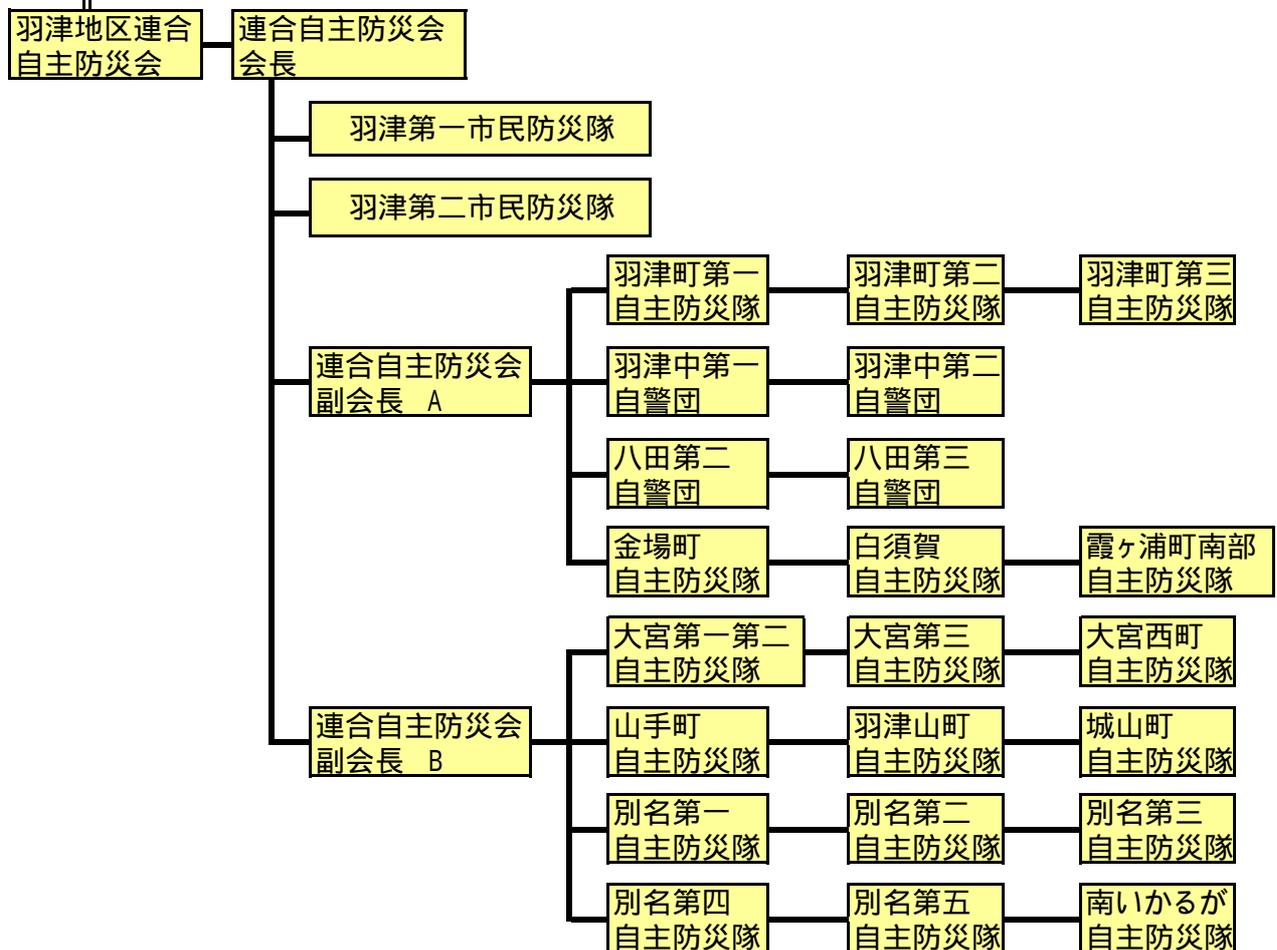
このほかに必要な物があれば記入してください。

災害時の連絡体制（羽津地区災害時緊急連絡網系統図）

連合自治会連絡系統図



連合自主防災会連絡系統図



各町自主防災隊・自警団へは、関係自治会長からも連絡がはいる。

わが家の防災メモ

避難場所：
離ればなれになった時の連絡方法、集合場所：

家族・親戚・知人等の連絡先

氏名	電話番号	氏名	電話番号

火事・救急 119番

警察 110番

災害伝言ダイヤル 171番

避難所施設	電話番号	名称	電話番号
羽津地区市民センター	331 - 4465	四日市市・防災対策課	354 - 8119
	332 - 9443	市・市民文化課管理係	354 - 8146
羽津小学校	331 - 4474	市・水道施設維持管理センター	354 - 8360
	330 - 0034	四日市市消防本部	356 - 2001
羽津北小学校	364 - 9886	四日市北消防署	365 - 5325
	330 - 2004	四日市北警察署	366 - 0110
羽津中学校	333 - 0267	市立四日市病院	354 - 1111
	330 - 0048	四日市社会保険病院	331 - 2000
羽津会館	(公)331 - 9842	四日市港管理組合	366 - 7006
		四日市東邦ガス	353 - 9151
		四日市中部電力	353 - 0211

((注) 電話番号の局番は 平成18年2月の改正に合わせて表示)

正しい防災情報はここから

ラジオ・テレビ・広報車・消防団・防災行政無線

CTV10「ちゃんねる よっかいち」等	10 ch
エフエムよっかいち	76.8MHz
四日市市総合防災システム	http://bousai.city.yokkaichi.mie.jp/pub/PR_index.asp
四日市市「あんしん・防災ねっと」	http://www.anshin-bousai.net/yokkaichi/
防災みえ	http://www.bosaimie.jp/mie/index.html
内閣府防災情報	http://www.bousai.go.jp/
中央防災会議	http://www.bousai.go.jp/chubou/chubou.html
国土交通省 防災情報提供センター	http://www.bosaijoho.go.jp/

携帯電話による災害用伝言サービス：各社のトップメニューから災害用伝言板に登録 or 確認

